


災害時における災害応急対策業務及び 建設資機材調達に関する協定書



独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術センター（以下「機構」という。）と、一般社団法人日本建設業連合会北陸支部（以下「北陸支部」という。）とは、災害時における北陸支部管内で機構が鉄道事業者等からの委託を受けて実施する災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、北陸支部の管内で鉄道事業者等が被災し、機構が鉄道事業者等からの委託を受けて応急対策を実施するにあたり、北陸支部はこれを支援するため、必要な建設資機材、技術者及び労力者（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、以下、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。


（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、北陸支部の管内において発生した災害復旧箇所とする。

（業務の内容）

- 第3条 機構は、北陸支部の管内で鉄道事業者等が被災し、機構が当該鉄道事業者等からの委託を受けて応急対策を実施するにあたり必要と認めるときは、被災状況に応じて北陸支部の会員の出動を要請することができるものとし、要請の内容及び手順等については、別途機構及び北陸支部協議の上あらかじめ定めておくものとする。
- 2 北陸支部の会員は、機構からの出動要請について、北陸支部から連絡があったときは、できる限り速やかに該当施設の被災状況を機構の指示により把握し、当該災害の応急対策を実施するものとする。
 - 3 北陸支部は、前項の要請を受けたときは、速やかに必要な建設資機材等に関する情報を収集し機構に報告するものとする。

（業務の実施体制）



第4条 前条第3項に定める業務を実施する体制は、北陸支部の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、機構及び北陸支部は編成表及び連絡系統について毎年度初に見直しを行い、共有するものとする。

(契約の締結)

第5条 機構は、北陸支部に北陸支部の会員の出勤等を要請したときは、出勤した当該会員と遅滞なく工事等請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、令和6年4月26日から令和11年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、機構及び北陸支部いずれからも何も申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を更に1年延長するものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定は、機構及び北陸支部いずれかの申し出により、廃止することができる。
- 4 前項の申し出の時期は、廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、機構及び北陸支部双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼし、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合、北陸支部は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により機構に報告し、その措置について、機構及び北陸支部が協議して定めるものとする。

(防災訓練の実施)

- 第8条 北陸支部及び北陸支部の会員は、機構から防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。
- 2 前項の防災訓練の実施に関する北陸支部及び北陸支部の会員にかかった費用については、必要な経費は機構の負担とし、北陸支部及び北陸支部の会員は、具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を機構に提出し、資機材等の調達価格を考慮のうえ、機構と北陸支部及び北陸支部の会員により協議して、機構が負担する費用を定めるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、機構及び北陸支部が協議してこれを定めるものとする。

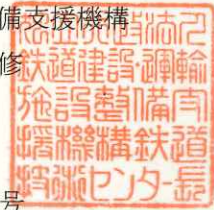


本協定の証として本書2通を作成し、機構及び北陸支部が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月26日

(機構) 住所 東京都港区芝公園二丁目4番1号

氏名 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 鉄道技術センター長 渡邊 修



(北陸支部) 住所 新潟県新潟市中央区新光町6番地1号

氏名 一般社団法人日本建設業連合会
 北陸支部長 木村 淳二

